

第24期 軽井沢町農業委員会 第36回 総会議事録

発言者	内 容
	<p style="text-align: center;">開会 13:30</p> <p>開会前に申し上げます。坂本雄樹委員は怪我により入院されている為、総会を欠席する旨の連絡がありましたのでご報告いたします。脚立から落下し、左足を骨折されたとのことであります。</p>
青木事務局長	委員の皆様、ご苦労さまでございます。定刻になりましたので、第36回総会を始めたいと思います。最初に市村会長からご挨拶をお願いいたします。
市村会長	<p>委員の皆様、お疲れ様でございます。本日の会議もマスク着用は推奨いたしますが、個々の判断でお願いいたします。なお、クールビズ期間実施中である為、ネクタイ着用についても不要でございます。さて第24期の農業委員会も残り一ヶ月となりました。令和2年7月から皆様とともに活動して参りましたが、委員の中には継続される方もいる一方、これで退任される委員もおります。</p> <p>これまで農業委員会活動にご尽力いただいた皆様に改めて敬意を表します。</p> <p>また先日開催された6月議会において、農業委員は全員、議会の同意を得ました。令和5年7月20日から令和8年7月19日までの3年間の任期となりますが、継続、新規の委員を含めて第24期の活動実績を基本にして、新たにスタートしていく所存でございます。</p> <p>本日も岡沢にご出席いただき、また土屋代理からのJA関係を含めて後程、各担当事案についてご報告をさせていただきます。なお、佐藤農林振興係長は欠席であります。それでは第24期軽井沢町農業委員会第36回総会を開催いたします。</p>
青木事務局長	ありがとうございます。それではまず議事進行を行う議長についてですが、軽井沢町農業委員会会議規則第6条の規定により総会の議長は、会長が行なうことになっておりますので同規則第17条の規定により、市村会長が議事を進行いたします。
市村初仁議長	規定により、私が議長を務めることになっておりますので、議事を進めさせていただきます。事務局より、会議成立の報告をお願いします。
青木事務局長	<p>農業委員総数14名中、12名の出席でございます。坂本委員から欠席の報告がありました。</p> <p>農地利用最適化推進委員7名中、6名の出席でございます。儘田推進委員から欠席の報告がありました。軽井沢町農業委員会会議規則第5条(在任する委員の過半数の出席)により、本総会が成立します事を報告します。</p>

市村初仁議長	次に、3の議事録署名人の選任についてですが、軽井沢町農業委員会 会議規則第14条の規定により、議席番号2番の依田美和子委員と議席番号8番の柳澤昌代委員の2名にお願いします。次に4の事業報告について、事務局より報告願います。
青木事務局長	事務局長 「事業報告の説明」
市村初仁議長	ありがとうございました。ただ今事務局より事業報告がございました。事業報告について、質問等はございませんか。
委 員	なし
市村初仁議長	無いようですので、次に5の会議事項に入ります。次に、議案第1号番号1「農地法第3条第1項の規定による許可申請書」を議題にします。事務局より説明願います。
青木事務局長	<p>議案第1号番号1「農地法第3条第1項の規定による許可申請」についてを説明いたします。</p> <p>次第は、4ページ、補足資料は1ページから8ページをお願いします。 _____でございます。</p> <p>農地法第3条第1項のただし書きによる許可不要には該当しませんので、許可申請が必要となります。町の用途地域区分は、_____地域で、農地法による農地区分は_____になります。</p> <p>それでは、申請書に基づき説明させていただきます。</p> <p>番号1について、_____ですが、_____は、_____、_____に_____のある、_____、_____です。_____は、_____に_____のある、_____、_____です。</p> <p>次に、2の許可を受けようとする土地の所在等ですが、_____、_____、_____、_____、_____です。</p> <p>権利設定の内容は、_____による_____となります。</p> <p>次に許可基準と一般記載事項について順次説明させていただきますので参考にして下さい。ハンドブック3-1と3-10になります。</p> <p>農地法第3条第2項第1号の利用状況関係につきましては、_____の_____は_____で_____を_____しましたが、_____は_____に_____し、_____ではないことから、_____より_____の_____を_____し、_____との_____も_____した_____、_____はないと思われず。_____は_____、_____でございます。</p> <p>大型農機具関係ですが、_____、_____、_____となっております。</p> <p>農作業に従事する者関係についてでございますが、_____います。</p> <p>次に権利設定する農地までの距離と時間ですが、_____、_____、_____となってお</p>

	<p>ります。</p> <p>次に、農地法第3条第2項第4号関係の農業への従事状況は、_____となっており、常時従事しない場合の権利取得制限には該当いたしません。</p> <p>農地法第3条第2項第3号関係の信託契約の関係ですが、該当しません。</p> <p>次に、農地法第3条第2項第5号関係の権利取得後の経営面積状況関係ですが、問題ございません。</p> <p>次に、農地法第3条第2項第6号関係の借り受地の転貸制限ですが該当しません。</p> <p>次に、農地法第3条第2項第7号関係の周辺地域への影響ですが特に問題ございません。</p>
市村初仁議長	<p>ただ今事務局より説明がございましたが、議案第1号番号1、について担当委員より説明願います。</p>
委 員	<p>委員番号8番の柳澤昌代が議案第1号番号1について説明します。_____の_____から_____の_____を_____、_____に_____と_____の_____で_____を行いました。_____は補足資料6ページにある位置図に示されているように、_____の_____の_____の_____となります。申請の経緯としましては、_____から_____があった通りで、_____は_____に_____があり、_____もそこに_____しております。_____の_____が_____をしていたんですけれども、_____に_____することになったそうです。何ら問題ございませんので皆様のご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。ただ今担当委員より説明がございましたが、先ほどの事務局よりの説明と併せて、議案第1号番号1についてご意見のある方はお願いたします。</p>
委 員	<p>なし</p>
市村初仁議長	<p>よろしいでしょうか。ご意見がないようなので、議案第1号番号1につきまして採決を行います。</p> <p>賛成の方は挙手願います。</p>
委 員	<p>挙手</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。賛成全員ですので、議案第1号番号1を原案どおり可決し、許可します。次に、議案第2号番号1「農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請書」を議題にします。事務局より説明願います。</p>
市村初仁議長	<p>議案第2号番号1についてご説明します。次第5ページ、補足資料9ページから</p>

	<p>14ページ、をお願いします。_____でございます。_____は_____に_____のある_____です。_____では令和__年__月__日付、長野県指令__佐農第__号_____号で_____として_____になっておりましたが、申請書に記載の通り、_____により、_____である令和__年__月__日までの_____が_____、_____まで_____を_____したいものであります。場所でございますが、補足資料12ページに位置図がございます。_____で_____が_____を行っておりますが、_____は、_____に_____した_____となります。</p> <p>なお、当案件についての立地基準、一般基準、担当委員の説明については内容は変更しないことから説明は省略いたします。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。ただ今事務局からの説明の通り、担当委員よりの説明は省略しますので、ご意見がある方はお願いいたします。</p>
委員	なし
市村初仁議長	<p>よろしいでしょうか。ご意見がないようなので、議案第2号番号1につきまして採決を行います。賛成の方は挙手願います。</p>
委員	挙手
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。賛成全員ですので、議案第2号番号1を原案どおり可決いたしました。</p> <p>よって、議案第2号番号1を許可相当として県知事に意見書を送付します。次に、議案第3号番号1「農地法第5条第1項の規定による許可申請書」を議題にします。事務局より説明願います。</p>
青木事務局長	<p>議案第3号番号1についてご説明します。次第6ページ、補足資料15ページから26ページ、をお願いします。</p> <p>_____でございます。_____は_____に_____のある_____です。_____は_____に_____のある_____です。申請の_____は、_____、_____、地目は_____、面積は_____、です。場所でございますが、補足資料17ページに位置図がございます。_____の_____に、_____に_____となりまして、_____には_____の_____がございます。_____の_____は、_____であることから、_____が_____おり、_____も多くある為、_____の_____を_____ものでございます。</p> <p>権利関係は_____による_____となります。それでは農地転用の一般基準について説明させていただきます。</p> <p>ハンドブック4-20ページになります。(農地法第5条第2項第3号)の資力・信用については、_____、_____、_____、_____で6_____と</p>

	<p>なります。</p> <p>資金の調達方法ですが、_____となり_____が添付されています。利害関係につきまして、抵当権等は設定されておりません</p> <p>次に（施行規則第57条第1号）の申請地の利用の迅速性ですが、工事計画では許可後から令和__年__月__日までが工事期間となっております。</p> <p>次に（施行規則第57条第2号）他法令の許認可等については、該当ありません。</p> <p>次に（施行規則第57条第2号の2）行政庁との法定協議については、町の地域整備課、環境課、上下水道課、農林振興係とは協議済みです。次に（施行規則第57条第3号）の農地等以外の土地利用見込みはないので該当しません。</p> <p>次に（施行規則第57条第4号）の申請地の計画面積については、現地の状況や配置図を見る限り問題無いと思われます。次に（施行規則第57条第5号）の土地の造成のみを目的としておりませんので、問題ありません。次に（農地法第5条第2項第4号）の周辺の農地等に係る営農条件への支障については、被害防除措置が提出されており、問題ありません。</p> <p>また、（農地法第5条第2項第5号）の一時転用ではありません。以上により議案第3号番号1については許可できない場合に該当しません。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。ただ今事務局より説明がございましたが、議案第3号番号1について担当委員より説明願います。</p>
委 員	<p>議席番号2番の依田美和子が議案第3号番号1についてを説明いたします。____に____の____と____の____と____の____で____を____ました。____はさきほど事務局説明の通りです。申請の経緯ですが、____の____ですが、____の____で____の____から____をしたものの、____に____している為、こちらの____は____はされてはいましたが、____はされていませんでした。こ____も____をすることは____とのことですので____ことになりました。____ですが____の____、____に____がありますが、____がされておらず、____から____には問題なさそうです。____は____がありますが____とのことです。____は____になっていまして____ないとのことです。以上の結果、井出推進委員とも協議し、特に問題ないと判断いたしました。皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。井出推進委員、補足説明はございますか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
市村初仁議長	<p>ただ今担当委員より説明がございましたが、先ほどの事務局よりの説明と併せて、議案第3号番号1についてご意見のある方はお願いします。</p>
委 員	<p>なし</p>

市村初仁議長	よろしいでしょうか。ご意見がないようなので、議案第3号番号1につきまして採決を行います。賛成の方は挙手願います。
委員	挙手
市村初仁議長	ありがとうございました。賛成全員ですので、議案第3号番号1を原案どおり可決いたしました。よって、議案第3号番号1を許可相当として県知事に意見書を送付します。次に、議案第3号番号2「農地法第5条第1項の規定による許可申請書」を議題にします。事務局より説明願います。
青木事務局長	<p>議案第3号番号2についてご説明します。次第6ページ、補足資料27ページから36ページ、をお願いします。_____でございます。</p> <p>_____は_____に_____のある_____です。</p> <p>_____は_____に_____のある_____です。_____の_____は、_____、_____、地目は_____、面積は_____、です。場所でございますが、補足資料29ページに位置図がございます。_____を_____し、_____を_____を_____し、_____を_____したところがございます。_____は_____に_____おります。</p> <p>_____の_____は、_____は_____、この_____の_____で_____と_____されておりますが、_____となった為、_____が_____で_____したいものであります。</p> <p>権利関係は_____による_____となります。それでは農地転用の一般基準について説明させていただきます。</p> <p>ハンドブック4-20ページになります。(農地法第5条第2項第3号)の資力・信用については、_____、_____、_____、_____で_____となります。</p> <p>資金の調達方法ですが、_____からの_____となりそれぞれ_____と_____が添付されています。</p> <p>利害関係につきまして、抵当権等は設定されておられません</p> <p>次に(施行規則第57条第1号)の申請地の利用の迅速性ですが、工事計画では許可後から令和__年__月__日までが工事期間となっております。</p> <p>次に(施行規則第57条第2号)他法令の許認可等については、該当ありません。</p> <p>次に(施行規則第57条第2号の2)行政庁との法定協議については、町の地域整備課、環境課、上下水道課、農林振興係とは協議済みです。次に(施行規則第57条第3号)の農地等以外の土地利用見込みはないので該当しません。</p> <p>次に(施行規則第57条第4号)の申請地の計画面積については、現地の状況や配置図を見る限り問題無いと思われま。</p> <p>次に(施行規則第57条第5号)の土地の造成のみを目的としておりませんので、問題ありません。次に(農地法第5条第2項第4号)の周辺の農地等に係る営農</p>

<p>市村初仁議長</p> <p>委員</p>	<p>は_____、_____、_____、地目は_____、面積は_____、_____で5 _____で、農地以外の地目も合わせて_____となります。_____が_____ _____を_____、_____での_____となります。_____でございますが、補 足資料 52 ページに位置図がございます。_____の_____を_____に _____ほど_____したところに、_____がございますが、_____はその_ _____に_____した_____となります。_____や_____は_____に_____が_____しており、_ _____としてではなく、_____として_____することです。_____の_____は、_ _____は_____を_____や_____の_____を_____で_____は_ _____ほどおります。_____に_____する_____の_____では_____を_____させておらず_ が_____の_____の_____の_____の_____で、_____として_____し_____を _____とのことでもあります。_____にも_____や_____の_____、また _____には_____の_____を_____して_____の_____にも_____いただけ るように_____も併せて_____することです。 権利関係は_____による_____となります。それでは農地転用の一般基準につい て説明させていただきます。 ハンドブック 4-20 ページになります。(農地法第 5 条第 2 項第 3 号) の 資 力・信用については、_____、_____及び_____、_____ _____となります。資金の調達方法ですが、_____となり_____が添付さ れています。 利害関係につきまして、_____の_____が_____にある関係で_____が_____され ていますが、_____より_____が_____されておりますので問題ございません。 次に(施行規則第 5 7 条第 1 号) の申請地の利用の迅速性ですが、工事計画では 許可後から令和_____年_____月_____日までが工事期間となっております。 次に(施行規則第 5 7 条第 2 号) 他法令の許認可等については、該当ありません。 次に(施行規則第 5 7 条第 2 号の 2) 行政庁との法定協議については、町の地域 整備課、環境課、上下水道課、農林振興係とは協議済みです。次に(施行規則第 5 7 条第 3 号) の農地等以外の土地利用見込みもございますが、配置図等を見る 限り問題無いと思われます。 次に(施行規則第 5 7 条第 4 号) の申請地の計画面積については、現地の状況や 配置図を見る限り問題無いと思われます。 次に(施行規則第 5 7 条第 5 号) の土地の造成のみを目的としておりませんので、 問題ありません。次に(農地法第 5 条第 2 項第 4 号) の周辺の農地等に係る営農 条件への支障については、被害防除措置が提出されており、問題ありません。 また、(農地法第 5 条第 2 項第 5 号) の一時転用ではありません。以上により議 案第 3 号番号 3 については許可できない場合に該当しません。</p> <p>ありがとうございました。ただ今事務局より説明がございましたが、議案第 3 号 番号 3 について担当委員より説明願います。</p> <p>議席番号 9 番の小宮山が議案第 3 号番号 3 についてを説明いたします。</p>
-------------------------	--

	<p>_____に_____の_____、_____、_____で_____を行いました。 _____は_____、_____の_____になります。_____は_____に_____、_____に_____、_____に_____の_____、_____であります。_____には_____を_____して_____がありますが、_____がだいぶあります。_____は_____は_____されておられません。また_____も_____にはありません。_____は_____が_____、_____だし、_____もないということで_____という_____です。_____は_____は_____さきほど_____が_____ように、_____があります_____、_____や_____を_____しており、_____を_____しております。_____に_____に_____を_____したいとのことです。_____は_____は_____に_____の_____として_____とのことです。また_____と_____していくためにも_____していききたいとのことです。_____を_____とのことで、_____な_____ります。また_____、_____は_____とのことですが_____とのことで、_____への_____はないとのことです。_____を_____されておりますが_____との_____はありません。_____の_____をしたいとのことであります。以上ですが皆様方のご審議をお願いいたします。</p>
市村初仁議長	<p>ただ今担当委員より説明がございましたが、先ほどの事務局よりの説明と併せて、議案第3号番号3についてご意見のある方はお願いします。</p>
委 員	<p>なし</p>
市村初仁議長	<p>よろしいでしょうか。ご意見がないようなので、議案第3号番号3につきまして採決を行います。賛成の方は挙手願います。</p>
委 員	<p>挙手</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。賛成全員ですので、議案第3号番号3を原案どおり可決いたしました。 よって、議案第3号番号3を許可相当として県知事に意見書を送付します。 次に、議案第3号番号4「農地法第5条第1項の規定による許可申請書」を議題にします。事務局より説明願います。</p>
青木事務局長	<p>議案第3号番号4についてご説明します。次第7ページ、補足資料65ページから73ページ、をお願いします。 _____でございます。_____は_____に_____のある_____、_____は_____に_____のある_____です。_____は、_____、_____、_____、_____、地目は_____、面積は_____、場所でございますが、補足資料68ページに位置図がございます。_____にある_____に_____となります。 _____の_____ですが、_____で_____を_____が_____したことに伴</p>

	<p>い、____に____する____に____を____したいものであります。</p> <p>権利関係は____となります。それでは農地転用の一般基準について説明させていただきます。</p> <p>ハンドブック4-20ページになります。(農地法第5条第2項第3号)の資力・信用については、____は____となります。</p> <p>資金の調達方法ですが、____となり____が____されています。</p> <p>利害関係につきまして、抵当権等は設定されておりません</p> <p>次に(施行規則第57条第1号)の申請地の利用の迅速性ですが、工事計画では許可後から令和__年__月__日までが工事期間となっております。</p> <p>次に(施行規則第57条第2号)他法令の許認可等については、該当ありません。</p> <p>次に(施行規則第57条第2号の2)行政庁との法定協議については、町の地域整備課、環境課、上下水道課、農林振興係とは協議済みです。次に(施行規則第57条第3号)の農地等以外の土地利用見込みはない為、該当しません。</p> <p>次に(施行規則第57条第4号)の申請地の計画面積については、現地の状況や配置図を見る限り問題無いと思われます。</p> <p>次に(施行規則第57条第5号)の土地の造成のみを目的としておりませんので、問題ありません。次に(農地法第5条第2項第4号)の周辺の農地等に係る営農条件への支障については、周囲には農地はなく、該当しません。</p> <p>また、(農地法第5条第2項第5号)の一時転用ではありません。以上により議案第3号番号4については許可できない場合に該当しません。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。ただ今事務局より説明がございましたが、議案第3号番号4について担当委員より説明願います。</p>
委員	<p>議席番号8番の柳澤昌代が議案第3号番号4についてを説明いたします。____の____を____に____と____で____を____ました。____は事務局説明の通りです。____と____となった____の____を____とのことであります。その____の____に____まして、____の____を____、____の____にも____して____してまいりましたので、何ら問題ございませんので皆様のご審議をお願いいたします。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。ただ今担当委員より説明がございましたが、先ほどの事務局よりの説明と併せて、議案第3号番号4についてご意見のある方はお願いします。</p>
委員	<p>なし</p>
市村初仁議長	<p>よろしいでしょうか。ご意見がないようなので、議案第3号番号4につきまして採決を行います。賛成の方は挙手願います。</p>

委員	挙手
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。賛成全員ですので、議案第3号番号4を原案どおり可決いたしました。</p> <p>よって、議案第3号番号4を許可相当として県知事に意見書を送付します。議案第4号現況証明願についてを議題とします。事務局より説明願います。</p>
青木事務局長	<p>議案第1号現況証明願について説明します。次第8ページ、補足資料は74ページから79ページをお願いします。_____で、_____に_____のある_____より_____がありました。_____で補足資料77ページの_____で、地目は_____で面積は_____になります。_____は、_____の_____から_____の_____として_____されていて、_____が_____を_____したことが_____としては考えられます。</p> <p>_____に_____の_____を_____ことは_____ではなく、_____ではその_____への_____も_____されていることから_____ではなく、_____で_____を_____することが_____だと_____いたしました。よろしくご審議をお願いいたします。以上です。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。ただ今事務局より説明がございましたが、担当委員の佐藤推進委員より説明願います。</p>
委員	<p>議案第4号ついて、推進委員の佐藤が補足説明をいたします。_____に_____の_____、_____、_____、_____で_____を_____ました。_____はさきほど_____です。_____としましては、_____に_____から_____として分筆して、_____を_____、_____していました。_____が_____していますが、_____を_____しており、_____の_____に_____したところ、_____の_____が_____として_____ことが_____いたしました。_____がない_____を_____するために_____の_____に_____したようでございます。_____として_____しており、_____も_____で_____しますが_____に_____もく_____もございませんので、皆様のご審議をお願いいたします。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。ただ今担当委員より説明がございましたが、先ほどの事務局よりの説明と併せて議案第4号についてご意見のある方はお願いします。</p>
委員	なし
市村初仁議長	<p>よろしいでしょうか。ご意見が無いようですので議案第4号について、採決を行います。賛成の方は挙手願います。</p>

委 員	なし
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。賛成全員ですので、議案第4号を可決しました。次に議案第5号番号1「非農地判断」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をいたします。次第9ページ、補足資料80ページから82ページをお願いします。</p>
青木事務局長	<p>_____からの_____による非農地判断についてご審議をいただくものです。_____でございまして、_____は_____に_____のある_____、_____は_____、_____、_____、地目は_____、面積は_____、でございます。_____は、_____しているため、となります。以上、ご審議をお願いいたします。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。非農地の判断について、何かご質問等はございますのでしょうか。</p>
委 員	なし
市村初仁議長	<p>よろしいでしょうか。ご意見がないようなので、議案第5号番号1につきまして採決を行います。賛成の方は挙手願います。</p>
委 員	挙手
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。賛成全員ですので議案第5号番号1を原案どおり可決いたしました。よって、非農地通知を交付します。次に議案第5号番号2「非農地判断」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をいたします。次第9ページ、補足資料83ページから85ページをお願いします。</p>
青木事務局長	<p>_____の_____による非農地判断についてご審議をいただくものです。_____でございまして、_____は_____に_____のある_____、_____は_____、_____、_____、地目は_____、面積は_____、でございます。_____は_____しているため、となります。以上、ご審議をお願いいたします。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。非農地の判断について、何かご質問等はございますのでしょうか。</p>
委 員	なし
市村初仁議長	<p>よろしいでしょうか。ご意見がないようなので、議案第5号番号2につきまして採決を行います。賛成の方は挙手願います。</p>

委 員	挙手
市村初仁議長	ありがとうございました。賛成全員ですので議案第5号番号2を原案どおり可決いたしました。よって、非農地通知を交付します。次に、議案第6号「軽井沢町農用地利用集積計画について」を議題にします。事務局より説明をお願いします。
青木事務局長	議案第6号「軽井沢町農用地利用集積計画について」説明します。 次第10頁から12項、補足資料は、86頁から93項をお願いします。 軽井沢町長より、農業委員長あてに、軽井沢町農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条に基づき、農業委員会決定の依頼がございましたので、審議をお願いいたします。7月の公告分でございますが、再設定が、3件、3筆、面積は、7,244㎡、内訳は、田が1,961㎡、畑5,283㎡です。新規が5件、9筆、面積は、14,814㎡、内訳は、田が2,294㎡、畑が12,520㎡です。中間管理が4件、7筆、面積が22,787㎡、内訳は、畑、22,787㎡です。合計で、12件、19筆、面積は、44,845㎡で、内訳は、田が4,255㎡、畑が40,590㎡です。集積計画及び申請書につきましては補足資料のとおりですので、確認をお願いいたします。同法の第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上、ご審議をお願いいたします。
市村初仁議長	ありがとうございました。議案第6号については、農業委員会に関する法律第31条の議事参与の制限に当たりますので、議長の私、土屋会長代理、市村正喜委員が退席となります。なお、議事進行は土屋農地部長をお願いいたします。 (市村議長・土屋会長代理・市村正喜委員退席)
土屋農地部長	議長が退席しておりますので、私が議事を進行いたします。農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない事になっています。それでは、議案第6号、軽井沢町農用地利用集積計画の7月公告分について、ご意見のある方はお願いします。
委 員	なし
土屋農地部長	よろしいでしょうか。
委 員	なし
土屋農地部長	ご意見がございませんので、農用地利用集積設定につきまして、原案どおり決定いたします。よって、議案第6号軽井沢町農用地利用集積計画7月公告分について、軽井沢町長へ、決定意見を送付します。市村議長、土屋会長代理、市村正喜委員の復席を認めます。

市村初仁議長	<p>(市村議長、土屋会長代理、市村正喜委員 復席後)</p> <p>市村議長、土屋会長代理、市村正喜委員に申し上げます。農用地利用集積設定について、決定しましたので、お知らせします。これで議長の任をおります。</p> <p>土屋農地部長ありがとうございました。次に6、のその他事項に進みますが、ここで10分間の休憩をいたします</p> <p style="text-align: center;">暫時休憩 14時35分</p> <p style="text-align: center;">再開 14時45分</p>
市村初仁議長	<p>休憩前に引き続き会議を再開いたします。(1)のJA関係、で土屋会長代理お願いします。</p>
土屋会長代理	<p>お手元の野菜出荷状況報告をご確認ください。主要3品目のみ、ご報告いたします。キャベツ1,598ケース、単価が1,174円、金額が1,875,400円、前年同期欄は空欄でございますが申し訳ございません、中旬実績が出せませんもので6月10日付けのものしか農協から提出されなかったことから報告はできません。レタス10キロ、27,608ケース、単価が1,400円、金額が38,650,900円、対前年比で数量が103%、単価が90%、金額が93%でございます。6番のチンゲン菜ですが、数量が9,381ケース、単価が714円、金額が6,697,250円、対前年比で数量が88%、単価が101%、金額が89%です。合計で数量が46,838ケース、単価が1,218円、金額が57,026,630円、対前年比で数量101%、単価94%、金額95%でございます。レタスは前年よりも出荷が早かったので数量が伸びたのですが、雨が多かったので大玉傾向になりまして、キャベツも先ほど申し上げたのですが、特記事項でも記載していますが初出荷が6月2日になっておりますけれども、出荷が6月2日ですが、実際に予冷庫に持ち運ばれたのは6月1日です。例年より一週間ほど早い出荷になります。それと台風の影響ですが、全国的に大雨になりまして、特にキャベツの産地である愛知県豊橋市にて大雨による被害が出たということで、それ以降ですか、6月10日から軽井沢のキャベツも値上がりまして、今現在良い値で取引がされているようでございます。もうじき群馬、嬭恋のほうも出荷できるようになるので段々、金額的には落ち着いてくるようになります。豊橋も終盤でしたので、できればもう少し単価が高いままでいてほしかったのですが、今後はあまり期待できないかなという感じがします。病害虫については、レタス、キャベツについては今年、べと病という病気が多い状況です。それと特記には書いていないのですが、土壌中のセンチウ被害がございます。今後の予定ですが、6月16日に野菜部会の役員会がありまして、その後の7月3日市場5社を招いての第1回査定会、翌日に交流会としてゴルフを計画しているとのことです。</p>

市村初仁議長	JA 関係の報告で何かお聞きしたいことはございますでしょうか。
委 員	なし
市村初仁議長	なければ次に（２）支援センター関係について岡沢補佐お願いいたします。
岡沢補佐	別紙「生育概況等」説明
市村初仁議長	ただいまの岡沢補佐からの説明で何かお聞きしたいようなことはございますでしょうか。
委 員	なし
市村初仁議長	なければ次に（３）町関係について佐藤農林振興係長欠席でございますが、皆様にご報告したいことがございますので、青木事務局長が代理でご説明をいたします。
青木事務局長	<p>信州ワインバレー構想につきましてご報告いたします。県産のワインは、近年日本を代表するワイン生産地として評価も高まってきております。長野県では信州ワインバレー構想が策定されており、５つのワインバレーが位置付けられております。このうち、しなの鉄道沿線地域で構成される「千曲川ワインバレー」は、当町にお越しいただいた宿泊客等の周遊先として、魅力的なエリアと捉えております。現在町内にワイナリーは存在しませんが、滞在型保養文化都市を目指す当町といたしましては来年度の正式加入の前段階として、今年度より千曲川ワインバレー特区連絡協議会へオブザーバーとして加入いたしました。多くのホテルレストランなどを有し、大きな消費地である当町が広域連携の一環として千曲川ワインバレーの発展とワイン文化の熟成に貢献できるものと考えております。</p> <p>また、町内においてワイン用ブドウの栽培を行いたいとの相談を受けることもあることから、今後、皆様のご協力をいただくこともあろうかと存じますがよろしくお願いいたします。補足で農業委員会にもワイン用ブドウの栽培について町内で栽培したいとの問い合わせが増えてございます。ですが、標高が高い当町では栽培が難しく、試験栽培を行っている方はいますが生産まで至った実績はありません。岡沢補佐は果樹が専門でありますので、相談があった際には補佐にも情報は共有させていただいておりますが、さきほどご説明したように町の意向をご理解いただき、今後、各地区でワイン用ブドウの栽培のために失敗しても良いから農地を使用できる箇所がございましたら事務局までご連絡をお願いいたします。</p>
市村初仁議長	ただ今の説明で何かお聞きしたいことはございますでしょうか。

委 員	なし
市村初仁議長	なければ（４）の農業委員会事務局関係について、事務局より説明願います。
青木事務局長	<p>次第13ページをお願いします。「説明する。」</p> <p>それと一点、地域計画について皆様にご説明をさせていただきます。今現在でも委員の皆様でも利用権設定をされている方々はいらっしゃいますが、原則、この地域計画に農地を入れていないとですね、利用権も令和6年度で廃止になってしまうことから、令和6年度以降更新を行う際の農地貸借は原則できないことになり、農地を使用できるのは農地所有者のみとなります。こちらの見解では地域計画に入れないところは、農地法3条における貸借で申請すれば良いかなと考えていたのですが、改めて確認にしましたら、3条は制度上残すのみとなりますので、農地の貸借は地域計画に入れた箇所は中間管理機構の利用形態で統一になるということでございます。ですので町内全体を地域計画に指定していく中で、今貸借を行っている農地を円滑に地域計画に移行していけるような状態を確保していくべきと判断しております。今後、各地区の委員の皆様にご利用している農地を個別に確認させていただきますことをご報告いたします。以上が今までの説明からの修正点でございますのでよろしくお願いいたします。</p>
市村初仁議長	ただ今の説明につきまして、ご質問等ございますか。
委 員	なし
市村初仁議長	その他、全体を通して何かございますか。
委 員	なし
市村初仁議長	<p>それでは、第24期軽井沢町農業委員会第36回総会を閉会といたします。</p> <p>大変お疲れ様でした。</p>
閉 会 15時45分	

--	--